# 強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案【エネルギー供給強靱化法案】の概要

#### 1. 背景

○自然災害の頻発、中東等の国際エネルギー情勢の緊迫化、再生可能エネルギーの拡大等、 電気供給を巡る環境変化を踏まえ、災害時の迅速な復旧や送配電網への円滑な投資、再 エネの導入拡大等のための措置を通じて持続可能な電気の供給体制を確保することが必要。

### 2. 法律の概要

強靭かつ持続可能な電気の供給体制を確立するため、送配電事業者に対する災害時連携計画の策定義務、再生可能エネルギーの新たな導入支援制度の創設、独立行政法人石油 天然ガス・金属鉱物資源機構の業務の追加をはじめとする、以下の措置を講ずる。

# 3. 措置事項の概要

## **(1) 電気事業法**

- ① 災害時の連携強化
- 災害時に迅速かつ効率的に対応できるよう、送配電事業者に、共同して、相互の連携に関する事項等を記載した災害時連携計画を策定することを義務づける。

経産大臣の求めに応じ、災害復旧時に送配電事業者が自治体等に対して、戸別の通電状況等

- <mark>の情報提供を義務づける</mark>等の措置を講ずる。 <u>② 送配電網の強靱化</u>
  - ② <u>送配電網の強靱化</u>

    レジリエンス強化の観点から、プッシュ型のネットワーク整備計画(広域系統整備計画)の策定業
  - 現するための義務を課す。 ・ 送配電網の強靱化等の実現のため、経産大臣が事業者の投資計画等を踏まえて収入上限を定期的に承認し、その枠内でコスト効率化を促す託送料金制度を創設。

務を電力広域機関の業務に追加するとともに、送配電事業者に**既存設備の計画的な更新を実** 

- ③ 災害に強い分散型電力システム
- 特定エリア内で分散小型の電源等を含む配電網を運営しつつ、緊急時にも独立したネットワークとして運営可能となるよう、配電事業を法律上位置付ける等の措置を講ずる。

#### <u>(2)電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(FIT法)</u>

① 市場連動型の導入支援

再エネ発電事業者の投資予見可能性を確保しつつ、市場を意識した行動を促すため、固定価格での買い取りに加えて、新たに、市場価格に一定のプレミアムを上乗せして交付する制度(FIP制度)を創設。

② 再エネポテンシャルを活かす系統増強

これまで地域の送配電事業者が負担していた、再エネの導入拡大に必要な地域間連系線等の系 統増強の費用の一部を、賦課金方式で全国から回収し送配電事業者に交付する制度を創設。

③ 再エネ発電設備の適切な廃棄

太陽光発電が適切に廃棄されない懸念に対応するため、発電事業者に対し、<mark>廃棄のための費用</mark> に関する外部積立て義務を課す。

### (3)独立行政法人石油天然ガス·金属鉱物資源機構法(JOGMEC法)

- ① 緊急時に、電気事業法の規定に基づく経産大臣からの要請により、LNG等の発電用燃料を JOGMECが調達する業務を創設。
- ② L N G の調達先の多様化や金属鉱物の安定的な供給を確保するため、JOGMECに天然ガスの 積替・貯蔵基地や金属鉱物の採掘・製錬事業に対する出資等業務を追加。